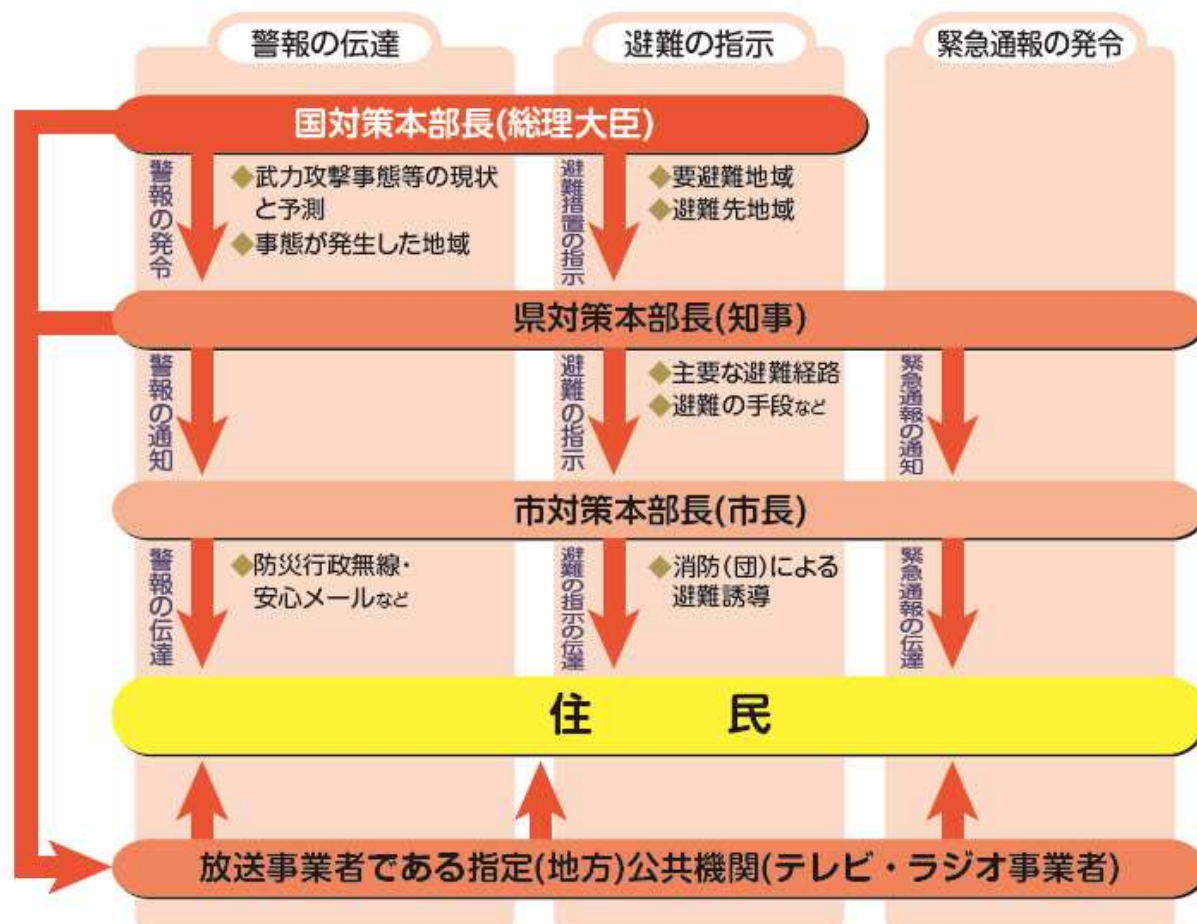


警報・避難指示等の伝達

緊急時には、市の防災行政無線や安心メールなどで避難情報などを住民に伝達します。



住民の避難

武力攻撃事態において警報が発令された後、さらに住民の避難が必要なとき、市長は県の避難指示を受け、住民に避難の指示を伝達します。

避難の指示が発令された際には、その事態により次のように避難方法が変わります。

事態に応じた避難の類型

屋内への避難	時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃の場合など。できるだけ速やかに屋内に避難します。その後、事態の推移や被害状況によっては、他の安全な地域に避難します。
要避難地域から域外への避難	移動の安全が確保され、ある程度の時間的余裕のある場合など。避難の指示に沿って、要避難地域の住民を避難先地域へと誘導します。バスなどの車両等を利用します。
市の区域を超える広域避難	大規模な着上陸侵攻など、本格的な侵略事態の場合など。国の総合的な方針に基づく指示を踏まえて避難します。避難方法は上記の避難と同じです。

国民保護について

市では、平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」に基づき、武力攻撃事態等において市民の生命、身体、財産を保護するための措置(住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等)を的確かつ迅速に実施するため、糸魚川市国民保護計画を策定しています。

武力攻撃事態における国民保護の位置付け



計画が対象とする事態の類型

武力攻撃事態の類型と特徴	着上陸侵攻の場合	地上部隊が上陸する攻撃、対処措置の範囲が広範で期間も長期に及ぶと予想されます。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	少人数のグループが行動を秘匿して行う攻撃で、事前に活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が発生することも考えられます。
	弾道ミサイル攻撃の場合	発射後、短時間で着弾することが予想され、また攻撃目標を特定することが困難で、弾頭の種類によって被害の様相が変わります。
	航空攻撃の場合	航空機による爆撃で対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難で、避難措置を広範囲に指示する必要があります。

緊急処理事態(大規模テロ)の類型	<ul style="list-style-type: none"> ●原子力事業所の破壊、石油コンビナート爆破など、危険性を内在する物資を有する施設などに対する攻撃が行われる事態 ●大規模集客施設やターミナル駅、列車の爆破など、多数の人が集合する施設や大量輸送機関などに対する攻撃が行われる事態 ●放射性物質や生物剤、化学剤の大量散布など、多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃が行われる事態 ●航空機による自爆テロなど、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
------------------	--